

構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針

平成23年10月28日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成23年6月13日から7月12日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第20次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
939	障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認	<p>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条</p> <p>児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第28条(第60条、第64条第2項、第80条第3項において準用)</p>	<p>児童福祉施設最低基準第11条の第2項から第5項に定める健全な発育に必要な栄養量の確保や各々の身体的状況や嗜好に配慮するなどの食事を提供する場合の留意点を考慮し、一定の条件を設けた上で、給食の外部搬入について特区として認める。</p> <p>※障害児通所施設:知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設</p>	厚生労働省

(注) 規制所管省庁においては、省令の案を作成するに当たっては、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
450	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	消防法(昭和23年法律第186号)別表第1 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条	給油取扱所においてE10を給油することができるよう、消防法令の改正等の必要な措置を実施する。 【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成23年度中	総務省
533 609 9-126	EPAによる外国人介護福祉士等の受入れ促進	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書10第1編第6節1及び2 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書8第1部第6節1及び付録1の3 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第16号、第17号、第20～22号	EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、一定の条件の下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定された。	平成23年3月 (措置済)	法務省 外務省 厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
534	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第17号)	<p>対象となる研究分野及び審査に係る取扱いの明確化の観点から、特定活動の対象とする研究分野については、修士課程修了以上の方が行う水準の研究で基礎的・創造的分野におけるものであること等を明らかにし、過去に対象と認められた研究分野を公表するとともに、施設の規模、研究費等が研究分野に応じて確保されていること、研究成果が産業活動に相当程度利用されることが見込まれること等を明らかにして、平成23年3月、当省ホームページにおいて公表した。</p> <p>【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成23年3月 (措置済)	法務省
720	みりん製造・販売業の新規参入の容認	酒税法(昭和28年法律第6号)第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第10条《製造免許等の要件》第11号関係(5)	<p>製造場の所在する地域において生産された米を主原料としてみりんを製造しようとする場合には、年間製造数量を100kl以下とするなど一定の要件の下で免許を付与することとした。</p> <p>【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成23年4月 (措置済)	財務省
721	国際見本市等に係る保税展示場許可手数料の軽減	関税法(昭和29年法律第61号)第100条、第101条 税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第13条	<p>税関関係手数料令を改正し、平成23年4月1日から保税展示場許可手数料を従来の2分の1程度の額に引き下げた。</p> <p>【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成23年4月 (措置済)	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-121	「小中学校における障害のある児童生徒への介護業務の医療的支援特区」	医師法(昭和23年法律第201号)第17条	<p>介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法整備を盛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年通常国会において可決成立した。</p> <p>今後は、平成24年4月の施行に向けて、小中学校における教職員によるたんの吸引を含め、一定の知識及び技能の修得を前提とした制度の運用に関する詳細な検討を進める。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成24年4月1日施行 (平成23年6月22日制定済)	厚生労働省
9-122	市が認定する保育室の運営を医療法人が担えるようにすること	医療法(昭和23年法律第205号)第42条	<p>医療法人の附帯業務の拡大について(平成23年6月1日付け医政発0601第5号厚生労働省医政局長通知)を発出し、地方単独事業による認可外保育施設の運営を医療法人の附帯業務に位置づけた。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成23年6月(措置済)	厚生労働省
9-124	児童相談所長、児童自立支援施設長の任命基準の柔軟化	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3</p> <p>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第2条</p> <p>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第81条</p>	<p>①児童相談所長については、民間の児童虐待防止対策等に取り組むNPO法人や社会福祉法人の責任者等の専門性を有する外部有識者などで、児童福祉に関する実務等に携わってきた者についても対象に追加することを検討し、平成23年度中に省令の改正を行う。</p> <p>②児童自立支援施設長については、これまで「同等以上の能力を有すると認められる者」として認めてきた、児童福祉士となる資格を有し、かつ民間で児童福祉事業に一定期間携わってきた者などに加え、更に本庁児童担当行政に携わった者にも拡大する。</p> <p>これを受け、先般、必要な省令改正を行い、実施した。</p>	<p>①平成23年度中</p> <p>②平成23年6月(措置済)</p>	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-125	就労継続支援B型に係る基準 該当障害福祉サービスの実施 主体に関する条件の緩和	<p>障害者自立支援法(平成17 年法律第123号)第43条第2 項</p> <p>障害者自立支援法に基づく 指定障害福祉サービスの事 業等の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年厚 生労働省令第171号)第203 条</p> <p>障害者自立支援法に基づく 指定障害福祉サービスの事 業等の人員、設備及び運営 に関する基準について(平 成18年12月6日障発第 1206001号厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部 長通知)第14の4</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準につ いて(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部長通知)において、基準該 当就労継続支援B型の実施主体を社会福祉法又は生 活保護法に基づく授産施設を運営する社会福祉法人 に限定しているが、これを社会福祉法又は生活保護 法に基づく授産施設を運営する者と改正し、社会福祉 法人以外の者も実施主体として認める。</p>	平成23年度中	厚生労働省
9-127	小規模多機能型居宅介護(地 域密着型サービス)の普及に向 けた基準等の緩和	<p>介護保険法(平成9年法律 第123号)第78条の4</p> <p>指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営 に関する基準(平成18年厚 生労働省令第34号)</p>	<p>平成23年通常国会において「介護サービスの基盤強 化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平 成24年4月施行)が成立し、地域密着型サービスの介 護報酬について、地域密着型サービスの種類その他 の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により 算定した額を限度として、厚生労働大臣の認可によら ず、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を 上回る報酬を設定可能とし、また、小規模多機能型居 宅介護と訪問看護など、複数のサービスを組み合わせ て提供する複合型サービスが創設された。</p>	平成24年4月1日 施行 (平成23年6月22 日制定済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1029	卸売市場に係る規制の見直し	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第37条、第39条、第44条、第47条 中央卸売市場業務規程例(平成11年10月1日付11食流第3083号農林水産省食品流通局長通知)第57条、第71条 等	平成22年10月に第9次卸売市場整備基本方針を策定するとともに、平成23年4月に中央卸売市場業務規程例の改正等を行い、指定管理者の業務の範囲の拡充、各種報告等の手続の簡素化、商物一致規制に係る運用の見直しを行った。 【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成23年4月 (措置済)	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1148 1296 1316	新エネルギーの利活用の促進 (バイオエタノール)	<p>大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第19条第1項、第19条の2第1項</p> <p>大気汚染防止法第19条の2第1項の規定に基づく、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度告示(平成7年環境庁告示第64号)</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第13条</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年通商産業省令第24号)第10条</p> <p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条、第41条</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条の2</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第3条</p>	<p>関係省庁で連携して、E10対応車両の排ガス基準及びE10燃料の品質規格内容等について結論を得たため、市場導入に向けた課題の整理を行った上で平成23年度中に所要の制度改正を行う。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成23年度中	<p>経済産業省 国土交通省 環境省</p>

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1295	水島港港内航路での管制手法の見直しによる航路外での待機時間の短縮	港則法(昭和23年法律第174号)第36条の3第1項及び第4項 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第20条の2及び別表第4	水島港港内航路において、個別の船舶ごとに状況に応じて柔軟な行き会いを可能とする管制手法を導入することで、航路外での待機時間の短縮をはかることができるよう、平成23年度中に関係省令の改正を行う。 【平成22年1月29日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成23年度中	国土交通省
1297	公共インフラの整備等への民間参入と民間資金の導入	道路法(昭和27年法律第180号)第12条、第13条 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第3条、第5条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第4条 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条、第4条 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1項、第3条第1・2項	厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、民間資金の活用やノウハウの活用を促進するコンセッション方式の導入等に係る検討を行い、公共施設等の運営等を行い利用料金を事業者自らの収入として収受する権利(公共施設等運営権)の導入等を柱とするPFI法の改正(平成23年6月1日公布)が行われた。 【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成23年6月 (措置済)	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1298	公営住宅制度の見直し	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条 借地借家法(平成3年法律第90号)第28条	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)を改正し、地域住宅計画において公営住宅建替事業の施行にあわせて登録サービス付き高齢者向け住宅を整備する旨を記載した場合について、公営住宅建替事業の施行要件を緩和した。</p> <p>また、公営住宅建替事業においては、原則当該事業により除却すべき公営住宅の戸数以上の公営住宅を新たに整備しなければならないこととされているが、「既存公営住宅の耐震性に問題があると認められる場合」については、「その他特別の事情がある場合」として解することが可能であり、公営住宅の用途廃止の承認の申請時に入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りることを明確化する通知(平成23年6月30日付)を発出した。</p> <p>【平成22年6月2日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成23年4月 (措置済)	国土交通省
1299	既存不適格建築物へ増築する場合の制限緩和	建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の7第1項 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の2	<p>既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、鉄筋コンクリート造の柱等の基準に関し、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行した。(政令は平成23年3月30日公布、関連の告示は平成23年4月27日公布)</p> <p>【平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成23年5月 (措置済)	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
411 812	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条、第70条	教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。	平成24年度中を目処に速やかに検討	総務省 文部科学省
811	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)	獣医師養成の在り方については、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、政府におけるライフイノベーションの実現に向けた取組の動向や協力者会議で提言された教育改善・充実の進捗状況を勘案しながら、検討を進めていく。 【平成22年3月25日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中を目途に速やかに検討」とされていたもの】	平成24年度中を目処に速やかに検討	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	<p>救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。</p> <p>これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」(平成22年度厚生労働科学研究費補助金)をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。</p> <p>なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成22年度中を目途に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成25年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	<p>救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。</p> <p>これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」(平成22年度厚生労働科学研究費補助金)をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出すこととする。</p> <p>なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成22年度中を目途に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成25年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条	<p>救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされた。</p> <p>これを受け、平成23年3月に「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」(平成22年度厚生労働科学研究費補助金)をとりまとめた。この研究により考案された実証研究の具体的方法、マニュアルの案、使用機器等を踏まえて、平成23年度以降実証研究を行うこととしており、当該実証研究の結果を踏まえ、結論を出す。</p> <p>なお、結論を出す時期については、倫理審査、省令改正、実証研究実施地域決定等に1年程度、実証研究の実施に1年程度かかり、その結果の検証を踏まえて結論を得るため、平成25年度中を目途とする。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年10月14日付構造改革特区推進本部決定において実施時期を「平成22年度中を目途に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成25年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
936	日本国内において診療行為を行える医師資格の特例措置	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)	<p>臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月に外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)の改正等を行い、平成23年4月から施行した。</p> <p>また、①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめた。</p> <p>厚生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、できる限り平成23年中に所要の措置を講じる。</p> <p>【平成23年3月30日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成23年中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
942	基準病床数を算定する際の加減算についての権限付与	<p>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項、第5項及び第6項</p> <p>医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の2</p> <p>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の30及び第30条の31</p> <p>医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)</p>	<p>全国ベースの病床数の削減は国・地方共通の課題との認識。したがって、病床数の増加につながらないことや地域間の格差が過大にならないことを前提として、以下の諸点等を満たす場合、病床過剰となっている隣接の二次医療圏において、削減した病床数の一部について増床を認める特区の設置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休眠病床の削減等により病床数の適正化が達成できていること ・休眠病床や過剰病床を有する二次医療圏が隣接していること ・病床数を削減する二次医療圏内の市町村長の同意を得ていること ・増床のため他に取り得る措置を着実に講じていること ・増床する医療機関の病床利用率が高率であること ・試行的に限定した範囲で実施すること 等 	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	厚生労働省
943	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止	<p>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項</p> <p>医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4</p> <p>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項</p>	<p>特例病床に関して、救急医療・周産期・がん等、客観的なデータに基づき必要な病床数を算定できるものについては、あらかじめ算定式を都道府県へ示して、その算定式に則っている場合は審査を簡略化することについて検討する。</p>	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
944	認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入れ	<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条第2項</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p>障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けて必要な検討が行われ、平成23年8月30日に骨格提言が出された。</p> <p>今後は、この骨格提言を踏まえ、平成24年常会への法案提出を目指すこととしているが、今回の提案についても、この状況を見ながら検討していく。</p>	平成24年度中を目途に結論	厚生労働省
945	訪問介護の充実	介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項	<p>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設した。今後、当該制度の全国的な普及状況を把握しつつ議論を行うことが必要であり、同法施行2年後の普及状況を踏まえ対応の可否を検討する。</p>	平成26年度中を目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
946	介護予防サービス計画の策定に係る外部委託制限の撤廃	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の23第3項</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第12条第5号</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)第13条25号</p>	<p>平成22年11月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」において、要支援者に対するケアプラン作成業務については、「地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにすべき」との意見が出されていることを踏まえ、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方について検討し、平成23年度中に結論を得る。</p>	平成23年度中に結論	厚生労働省
947	児童デイサービスにおける学校送迎	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)</p>	<p>障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から児童デイサービスを廃止し、就学児を対象とする放課後等デイサービスが創設されることになっている。送迎加算を含む放課後等デイサービスに係る報酬については、平成24年度予算編成課程において検討する。</p>	平成23年度中に結論	厚生労働省
948	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2-3-(5)-①</p>	<p>就労継続支援B型については、その利用の実態について調査を行い、その結果等を踏まえ検討する。</p>	平成23年中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1007	普及指導員の任用資格要件の拡大	農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第9条 農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条	平成23年8月24日に公表した「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」を踏まえ、普及指導員資格を有していない場合であっても、6次産業化等の新たな政策課題に対応できる専門家を普及指導員に任用できる制度の具体的内容を検討する。	平成23年度中に結論	農林水産省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法施行令(昭和28年政令第315号)第7条	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への移譲については、地域主権に係る動向も踏まえ、平成23年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期が「平成22年度中に結論」と改めて設定されていたもの】	平成23年度中に結論	経済産業省
1224	高速道路の占用の緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第32条、第33条 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条	道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、太陽光発電設備の占有許可対象物件への追加の可否を検討しており、平成23年度中に結論を得る。	平成23年度中に結論	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1225	企画割引(周辺施設とのセット券)のための国営明石海峡公園における入園料の減額	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の3、第18条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条第2項 都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第11条第2項 会計法(昭和22年法律第35号)第2条	管理受託者の協力を得た上で、国営明石海峡公園において、入園料と周辺施設とのセット券の導入についての社会実験を実施し、入園料の減額による企画割引導入に係る課題について検証する。	平成24年度に検証	国土交通省